

技能実習生の給与について

従業員と同じように関係法令および就業規則に基づきます。

- 社会保険 健康保険・厚生年金保険
- 労働保険 労災保険・雇用保険
- 休日の付与 毎週少なくとも1回の休日を付与しなければいけません。
法定休日はいくまでも労働基準法が定める最低基準であり、この条件を下回る休日数にすることは許されません。
休日を与えないということはもちろん、2週間に1回というように回数を減らすことも許されません。
また、法定休日労働は時間外労働と同様に賃金に割増率が定められており、法定休日労働の割増率は1.35以上となります。
- 年次有給休暇 0.5年：10日、1.5年：11日、2.5年：12日
- 割増賃金
 1. 法定時間外労働の場合 25%以上の割増
 2. 法定休日労働の場合 35%以上の割増
 3. 深夜労働の場合 25%以上の割増
 4. 法定時間外労働が深夜に及んだ場合 50%以上の割増
 5. 法定休日労働が深夜に及んだ場合 60%以上の割増

住居面でのサポート

- 宿泊設備 用意する。部屋代は給与から天引き（相場的には2.5万円/月）、自炊できる設備、電気製品の用意、2人で6畳が最低条件